八潮市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成28年度

(令和3年4月改訂)

八潮市

目 次

第	1	章	青	一画	の	基	本	的	事	項																							
	1		目的	j •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	,	位置	置づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3		こえ	ιま	で	0)	取	組	0	経	緯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	,	計画	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	5		対象	急範	囲	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	6		対象	之温	室	効	果	ガ	ス	•	•		•		•	•	•	•					•		•		•			•	•		4
	7		· · 計画																												•		
					, . .				·			·																					
第	2	章	言	一画	の	目	標																										
-10	1	•	目標						方	•	•		•		•	•	•	•					•										6
	2		温室		_		•						目	樗			•	•															7
	_		,	-//-	715	•		///	νı					INIV																			•
第	3	章	F	対組	内	容																											
/14	1		排出					太	的	た	老	ラ	方			•	•	•															8
	2		具個		•			·	-	-	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•						•	•	9
	_		/\ i	- H J		40.	۱۳۳۰																										J
笙	1	章		一画	ന	准	行	答	珊																								
21.7	1		推 進																													1	3
	2		進行																												•	1	
	_)连门。	1 日	生																											1	4
迩	业1.	妇																															
		編	1	الميا	在	ا دا	十	Z	∌田	記	丛		臣生																			1	G
	- '	料			象		-		.,,		-					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	貿	料	2	基	準	牛	皮	(1)	温	至	効	果	ガ	ス	排	出	重	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8

第1章 計画の基本的事項

1 目的

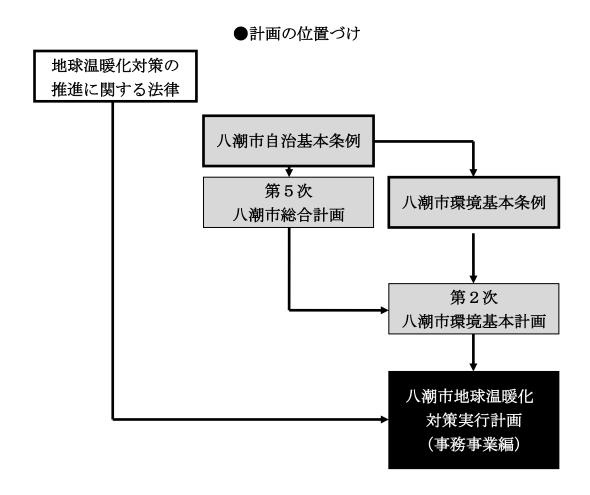
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という)第21条に基づき、庁内の省エネなどに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減(抑制)することを目的とします。

●法第21条(抜粋)

- 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化 対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関 し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化 のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。) を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 地方公共団体実行計画の目標
 - (3) 実施しようとする措置の内容
 - (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

2 位置づけ

八潮市では、八潮市環境基本条例に基づいて第2次八潮市環境基本計画を策定し、良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進しています。本計画は、環境基本計画に基づき、低炭素型まちづくりの推進を図るための地球温暖化防止に関する計画として策定するものであり、次の位置づけになります。



3 これまでの取組の経緯

八潮市では、平成19年12月に八潮市環境基本条例を制定し、平成21年4月には、八潮市環境基本計画を策定し、良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進してきました。

平成22年3月には、八潮市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)を策定し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)等の取組を推進してきました。この度、計画期間の終了に伴い、計画策定時の対象範囲や目標を見直すなどの改定を行います。

これまでの活動実績は、次のとおりです。

●地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改定の経緯

時期	取組内容
平成19年12月	八潮市環境基本条例の制定
平成21年 4月	八潮市環境基本計画の策定
平成22年 3月	八潮市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編) の策定
平成26年 4月	道路照明灯を LED 化
平成27年11月	資料館に、太陽光発電設備(10kW)及び蓄電池(15kW)を設置
平成28年 4月	第2次八潮市環境基本計画の策定
平成29年 3月	八潮市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) の 改定

4 計画期間

計画の改定に伴い、計画期間を平成28(2016)年度から令和7(2025)年度の10年間とします。また、本計画の基準年度は、平成26(2014)年度とします。

5 対象範囲

本計画の対象範囲は、八潮市の事務及び事業を行う全ての組織や施設と します。指定管理者に施設運営を委託している場合であっても、施設の所 有権は、八潮市にあるため、対象とします。

なお、一部事務組合において行う事務及び事業については、それぞれの 一部事務組合の実行計画の対象となるため、八潮市の実行計画においては、 対象としません。

6 対象温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に基づき、 下記の7種類とします。

●計画の対象とする温室効果ガス(法第2条第3項)

ガス種類	人為的な発生源
二酸化炭素	エネルギー起源として、電気の使用や暖房用灯油、
(CO_2)	自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出
	量が多いため、本計画で対象とする7種類の温室効
	果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼等により排出される。
	二酸化炭素と比べると重量あたり約 21 倍の温室効
	果がある。
一酸化二窒素	自動車の走行や、燃料の燃焼等により排出される。
(N_2O)	二酸化炭素と比べると重量あたり約 310 倍の温室効
	果がある。
ハイドロフル	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
オロカーボン	二酸化炭素と比べると重量あたり約 140~11,700 倍
(HFC)	の温室効果がある。

パーフルオロ	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使
カーボン	用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほ
(PFC)	とんど該当しない)。
	二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500~9,200倍
	の温室効果がある。
六ふっ化硫黄	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用さ
(SF_6)	れ、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室
	効果がある。
三ふっ化窒素	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のク
(NF_3)	リーニングにおいて用いられている(地方公共団体
	では、ほとんど該当しない)。

※ 実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC 及び PFC は物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条(HFC13物質)及び第2条(PFC7物質)に掲げられている。

7 計画で用いるガイドライン

本計画は、環境省の「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・改訂のための手引き」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って策定します。

また、本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を活用し、本計画で用いる温室効果ガス排出量の単位は、二酸化炭素換算で積算します。

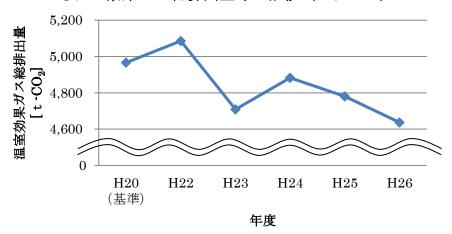
第2章 計画の目標

1 目標設定の考え方

●温室効果ガス総排出量の推移

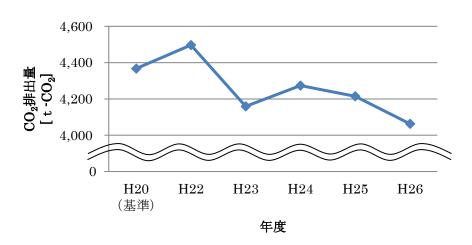
八潮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定時の計画期間における温室効果ガス総排出量の推移は、次のとおりで、平成26年度の平成20年度(基準年度)に対する削減量は329t-CO₂で、削減率は6.6%となっています。

●温室効果ガス総排出量等の推移(グラフ1)



なお、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の推移は次のとおりです。

●電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の推移 (グラフ2)



グラフ1、2の推移を比較すると、温室効果ガス総排出量の削減は、 概ね電気の使用量を削減したことによるものであることがわかります。

●温室効果ガス総排出量削減の方針

八潮市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする 第2次八潮市環境基本計画においても、持続可能な循環型社会の構築に 向けて、低炭素型まちづくりを推進していくこととしていることから、 これまでの取組に留まることなく、本計画において更なる温室効果ガス 総排出量の削減を目指すこととします。

2 温室効果ガス総排出量の目標

本計画では、4年後の令和2年度における温室効果ガス総排出量を4, 308t-CO₂ とする(平成26年度における総排出量と比較して、329t-CO₂削減する)ことを目標とします。

●温室効果ガス総排出量の目標

基準値※ ¹	目標値※ ²	目標値※ ³
(基準年度:平成26年度)	(令和2年度)	(令和7年度)
4, 6 3 7 t-CO ₂	4, 308t-CO ₂	_

- ※1 基準値は、第5次八潮市総合計画における成果指標を示します。 平成21年度の計画策定時の対象範囲における温室効果ガス総排出量です。
- ※2 目標値は埼玉県の中期目標に準じて設定しました。埼玉県が平成26年度に 改訂する予定だった削減目標値である、「令和2年までに平成17年度比 17%削減」を参考にしました。(八潮市の平成17年度推計値は5,191 t-CO₂)
- ※3 第5次八潮市総合計画における成果指標を示していないため「-」としています。令和2年度までの目標達成状況や今後の国等の動向を見て、中間見直しの際に定めます。

第3章 取組内容

1 排出削減の基本的な考え方

目標の達成にあたっては、八潮市における温室効果ガス排出の要因であるエネルギーの使用状況を把握し、着実な削減策の実行に取り組むこととします。

(1) 各部署による対策

- すべての施設において(電力使用量の多い課・施設は特に)、施設・設備の適切なメンテナンス及び運転管理を行います。また、照明のLED 灯への切り替え、省エネ型水銀灯への切り替えなどの設備対策を実施します。
- 施設の改修や設備の更新・追加(街路灯増設等)の際には省エネ型建築の採用、省エネルギー設備や新エネルギーの計画的な導入を図ります。

(2) 職員による率先行動

- 職員一人ひとりが、市民等に対して模範となるよう自覚を持ち、率先して行動します。
- 職員一人ひとりが、市の事務・事業において9頁以降に記載のとおり省 エネルギー・省資源行動を実践し、温室効果ガスの削減に努めます。

2 具体的な取り組み

<1 電力の省エネルギー・省資源対策・行動>

(1) 各部署による対策

■新エネルギーの導入

□ 公共施設における新エネルギー機器を率先導入する(太陽光発電、太陽熱利用、 風力発電、小水力利用など)。

■照明

		 	_
	高効率型の	ナニ岩コ	- フ
1 1	- - 長 夕月 終 7년 (7)	. か.連 ハ	

- □ 照明対象範囲を細分化する。
- □ 人感センサーを導入する。
- □ 窓ガラスに、日照調整フィルムを設置する。

■空調

- □ 可変風量制御方式※4を導入する。
- □ ヒートポンプシステム*5を導入する。
- □ エネルギー消費効率の高い空調機設備へ更新する。
- □ 全熱交換器※6を導入する。
- □ スケジュール運転・断続運転制御システムを導入する。
- □ 個別制御エアコンへ更新する。
- □ 適正規模の機器を選択する。
- □ 建物等を緑化(敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等)し、室温の上昇を抑制する。
 - ※4 負荷に合わせてファンの風量を制御し、冷暖房能力を調節する方式。搬送エネルギー消費量の低減を図る。
 - ※5 ヒートポンプは熱媒体や半導体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を 移動させる技術。太陽熱、地中熱、空気熱などを利用し、少ない熱を増 幅させ外部に吐き出すことで効率的に利用することができる。
 - ※6 換気によって失われる温度や湿度を交換回収する装置。

■受変電

□エネルギー損失の少ない変圧器へ更新する。

■昇降機(エレベーター)

- □ インバータ制御システム*7の導入
- □ エレベーターの高度制御(各時間帯の運行管理)を行う。
 - ※7 周波数と電圧を制御するインバータの働きにより、エレベーターのモーター の回転速度を最適に制御するシステム。

■その他の取組

- □ 自動販売機の台数の適正化、省エネ型の自動販売機の設置を要請する。
- □ エネルギーの使用量を把握・管理する。

(2)職員の行動

■照明を使うとき

- □ 夜間・休日・昼休みは、必要以外の照明を消灯する。
- □ 会議室やトイレの未使用時は照明を消灯する。
- □ 残業時には、不要な照明を消灯する。
- □ 照明の間引きの消灯を徹底する。(屋外照明は、可能な限り時間短縮する)。

■空調を使うとき

- □ クールビズやウォームビズなど、室温にあわせた服装にする。
- □ 空調の設定温度・湿度を適切に調整する(室内温度・夏の冷房時は28度、冬の暖房時は20度を目安とする)。
- □ 空調の風量を適切にする。
- □ 空調機設備の起動時刻を適切にする。
- □ 空調機の使用期間や時間の短縮に努める。
- □ 換気運転時間の短縮等、換気運転を適正化する。
- □ 除湿・再熱制御システム※8の再加熱運転を停止する。
- □フィルター等を清掃する。
- □ ブラインドの有効利用、窓や出入口のこまめな開け閉めや、夏の夜間等の外気取り入れなどにより、冷暖房の効率的な利用を図る。
- □ 使用されていない部屋の空調を停止する。
 - ※8 還気と外気の混合空気を冷却コイル等で除湿したのち、戻す空気によって過冷却になってしまう場合に、再加熱して給気するシステム。

■0A機器を使うとき

□ OA機器を使用しないときは、電源を切る。可能なときはコンセントを抜く。

■施設利用者への協力呼びかけ

- □ 会議室等の市民への貸し出しの際には、省エネルギー・省資源を呼びかける。
- □ 施設利用者に省エネルギー・省資源の協力が可能かを聞き、要望に沿った室内の 空調や照明の調整を行う。

■その他の取り組み

- □ エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- □ 加湿器や湯沸し器などの電化製品は使用しないときは電源を切り、長時間使用しない場合はコンセントを抜く。
- □ ノー残業デー(水曜日)を徹底する。

<2 燃料の省エネルギー・省資源対策・行動>

(1) 各部署による対策

■給水・給湯

- □ エネルギー消費効率の高いボイラー等へ更新する。
- □ 節水型器具・自動水洗・自動洗浄装置を導入する。
- □ LP ガス、都市ガスや灯油等の燃料設備の改修、コージェネレーションシステムの導入等を行う。

(2) 職員の行動

■給湯器を使うとき

- □ 給湯温度を適切に調整する。
- □ 給湯器を使用しないときは電源を切る。
- □ 冬季以外の給湯使用時間を短縮する。





<3 公用車の省エネルギー・省資源対策・行動>

(1) 各部署による対策

■次世代自動車の導入等

- □ ガソリン自動車やディーゼル自動車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を 低減させる新技術を搭載した自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自 動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車など)を導入する。
- □ タイヤの空気圧の調整、エンジンのメンテナンスなどの整備を行う。
- □ 保有車両台数の見直しを行う。
- □ 燃料の補給量、走行距離を把握・管理する。

(2)職員の行動

■公用車の利用

- □ 自転車や公共交通機関が利用可能な距離、時間帯の場合は、これらの手段を利用 する。
- □ 出張などは極力、公共交通機関を利用する。
- □ エコドライブ、アイドリングストップを実施する。
 - 不要なアイドリングはしない
 - ▶ 人待ちや荷物の積卸し時、踏み切り待ちのときは、エンジンを切る
 - ▶ 急発進、急加速をせず、省エネ運転に努める
 - ▶ 無駄な荷物は、積載しない
- □ 相乗りを励行する。
- □ 公用車走行ルートの見直しを行う。

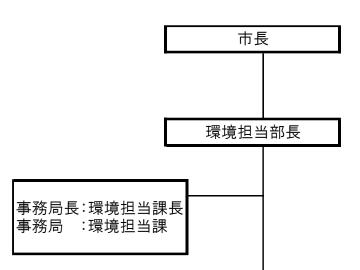


第4章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画は、次の体制で実施します。 詳細は、「八潮市環境管理システム」において定めます。

●推進体制図



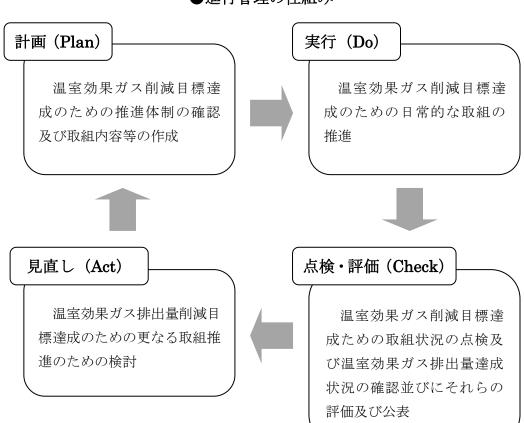
実行組織:各部局

企画財政部、総務部、健康福祉部、子育て福祉部、 生活安全部、市民活力推進部、建設部、都市デザイン部、会計課、 工事検査課、議会事務局、監査委員事務局・公平委員会、 選挙管理委員会、教育総務部、学校教育部、水道部

2 進行管理

本計画では、年度ごとの取組を進行管理できる「八潮市環境管理システム」を構築し、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて取り組んでいきます。

●進行管理の仕組み



資 料 編

資料1:対象とする課所等一覧

資料2:基準年度の温室効果ガス排出量等

資料1:対象とする課所等一覧

企画財政部	子育て福祉部
企画経営課	子育て支援課
秘書広報課	だいばら児童館
人権・男女共同参画課	保育課
財政課	八条保育所
アセットマネジメント推進課	伊草保育所
総務部	南川崎保育所・心身障がい児訓練施設
総務人事課	大曽根保育所
市民税課	古新田保育所
資産税課	わかくさ学童保育所
納税課	やわた学童保育所
健康福祉部	やなぎのみや学童保育所
社会福祉課	おおぜ学童保育所
長寿介護課	だいばら学童保育所
高齢者福祉施設所やしお苑	はちじょう学童保育所
老人福祉センター寿楽荘	はちじょうきた学童保育所
老人福祉センターすえひろ荘	どんぐり学童クラブ
健康増進課	障がい福祉課
国保年金課	障害者福祉センターやすらぎ
	障がい者福祉施設わかくさ
	障がい者福祉施設やまびこ
	障がい者福祉施設虹の家
	知的障害者生活サポートセンター

生活安全部	教育総務部
環境リサイクル課	教育総務課
リサイクルプラザ	八條小学校
危機管理防災課	潮止小学校
交通防犯課	八幡小学校
市民課	大曽根小学校
駅前出張所	松之木小学校
市民活力推進部	中川小学校
市民協働推進課	八條北小学校
楽習館	大瀬小学校
メセナ	大原小学校
メセナ・アネックス	柳之宮小学校
コミュニティセンター	八潮中学校
スポーツ振興課	大原中学校
文化スポーツセンター	八條中学校
鶴ケ曽根体育館	八幡中学校
商工観光課	潮止中学校
勤労青少年ホーム	社会教育課
都市農業課	八幡図書館
建設部	八幡公民館
道路治水課	八條図書館・八條公民館
排水機場	文化財保護課
下水道課	学校教育部
ポンプ施設	学務課
市営住宅課	指導課
公営住宅	小中一貫教育推進室
都市デザイン部	水道部
都市計画課	経営課
公園みどり課	施設課
公園	
開発建築課	会計課
区画整理課	工事検査課
	議事調査課
	監査委員事務局・公平委員会
	選挙管理委員会

資料2:基準年度の温室効果ガス排出量等

がソリン CO2 1 灯油 CO2 軽油 CO2 A重油 CO2 液化石油ガス (LPG) CO2 都市ガス (13A) CO2 1	g-CO ₂ 14,205.0 67,725.5 69,741.8 35,230.0 24,468.6 170,497.2	1.5 0.8
大力地	67,725.5 69,741.8 35,230.0 24,468.6 170,492.2	1.5 1.5 0.8
燃料使用量 配名 CO2 A重油 CO2 液化石油ガス (LPG) CO2 都市ガス (13A) CO2 1 市役所外部から供給された電気の使用量 (一般電気事業者) CO2 4,0 市役所外部から供給された熱の使用量 CO2 4,0 が20 大油 N2O 軽油 N2O N2O 本連油 N2O N2O が化石油ガス (LPG) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O る燃料使用量 都市ガス (13A) CH4,N2O	69,741.8 35,230.0 24,468.6 170,492.2	1.5 0.8
燃料使用量 A重油 CO2 液化石油ガス (LPG) CO2 都市ガス (13A) CO2 1 市役所外部から供給された電気の使用量 (一般電気事業者) CO2 4,C 市役所外部から供給された熱の使用量 CO2 4,C 近次所外部から供給された熱の使用量 N2O M2O 軽油 N2O N2O 本重油 N2O N2O が化石油ガス (LPG) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O る燃料使用量 都市ガス (13A) CH4,N2O	35,230.0 24,468.6 170,492.2	0.8
A重油 CO2 液化石油ガス (LPG) CO2 都市ガス (13A) CO2 1 市役所外部から供給された電気の使用量 (一般電気事業者) CO2 4,0 市役所外部から供給された熱の使用量 CO2 4,0 ディーゼル機関における燃料使用量 N2O M2O 基油 N2O N2O 液化石油ガス (LPG) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O る燃料使用量 都市ガス (13A) CH4,N2O	24,468.6 170,492.2	
都市ガス (13A) CO2 1 市役所外部から供給された電気の使用量(一般電気事業者) CO2 4,0 市役所外部から供給された熱の使用量 CO2 4,0 ディーゼル機関における燃料使用量 灯油 N2O 軽油 N2O N2O 液化石油ガス (LPG) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O が料使用量 都市ガス (13A) CH4,N2O	70,492.2	0.5
市役所外部から供給された電気の使用量(一般電気事業者) CO2 4,C 市役所外部から供給された熱の使用量 CO2 ディーゼル機関における燃料使用量 灯油 N2O 軽油 N2O A重油 N2O 液化石油ガス(LPG) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス(LPG) CH4,N2O が水石油ガス(13A) CH4,N2O 都市ガス(13A) CH4,N2O		
市役所外部から供給された熱の使用量 CO2 ガィーゼル機関における燃料使用量 N2O 軽油 N2O A重油 N2O 液化石油ガス (LPG) N2O 都市ガス (13A) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O る燃料使用量 都市ガス (13A) CH4,N2O	1000704	3.7
ディーゼル機関における燃料使用量 灯油 N2O 軽油 N2O A重油 N2O 液化石油ガス (LPG) N2O 都市ガス (13A) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O 都市ガス (13A) CH4,N2O	062,978.4	87.6
ディーゼル機関における燃料使用量軽油N2OA重油 液化石油ガス (LPG)N2O都市ガス (13A)N2Oガス機関又はガソリン機関における燃料使用量液化石油ガス (LPG)CH4,N2O都市ガス (13A)CH4,N2O	0.0	0.0
A重油 N2O 液化石油ガス (LPG) N2O 都市ガス (13A) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O 都市ガス (13A) CH4,N2O	0.0	0,0
イ里油 N2O 液化石油ガス (LPG) N2O 都市ガス (13A) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O お市ガス (13A) CH4,N2O	133.0	0,0
液化石油ガス (LPG) N2O 都市ガス (13A) N2O ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス (LPG) CH4,N2O 都市ガス (13A) CH4,N2O	122.8	0.0
ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量 液化石油ガス(LPG) CH4,N2O る燃料使用量 都市ガス(13A) CH4,N2O	0.0	0.0
る燃料使用量 都市ガス(13A) CH4,N2O	747.7	0,0
BIPAX (TOA)	6.8	0.0
家庭用機器における燃料使用量 灯油 CH4,N2O	625.0	0.0
	10.7	0.0
(コンロ、湯沸器、ストーブ、 液化石油ガス(LPG) CH4,N2O	4.8	0.0
ファンヒーター) 都市ガス (13A) CH4,N2O	181.6	0.0
乗用車 CH4,N2O	759.5	0.0
バス CH4,N2O	0.0	0.0
軽自動車 CH4,N2O 自動車の走行 CH2(21)	753.2	0.0
首動車のた1	221.8	0.0
小型貨物車 CH4,N2O	527.2	0.0
軽貨物車 CH4,N2O	87.7	0.0
特種用途車 CH4,N2O	687.9	0.0
乗用車 CH4,N2O	16.8	0.0
バス	73.0	0.0
自動車の定打 (軽油)	102.3	0.0
小型貨物車 CH4,N2O	44.4	0.0
特種用途車 CH4,N2O	182.3	0.0
浄化槽の処理対象人員 CH4,N2O	84,645.1	1.8
自動車用エアコン	2,086.5	0.0
消化器におけるHFCの使用又は廃棄量 HFC		
合 計 4	0.0	0.0

八 潮 市 生活安全部環境リサイクル課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL: 048-996-2111 (内線338)

TEL: 048-995-7367

電子メール: kankyo@city.yashio.lg.jp